

福島県知事 内堀 雅雄 様

# 避難地域復興・創生 対策に関する要請

平成29年10月4日

福島県議会避難地域復興・創生対策  
特別委員長 太田 光 秋



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害は、本県に甚大な被害をもたらし、6年6カ月を過ぎた今日に至ってもなお、県民生活に依然として大きな影響を与えている。

現在においても、帰還困難区域等、今後とも避難指示が続く地域もあるなど、県民が真の意味で復興を実感できるようになるためには、中長期的な対応が必要である。そのため、住民の生活の安定や円滑な帰還を図る措置はもとより、教育や保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置を一層促進する必要がある。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向け、廃炉・汚染水対策の推進はもとより、除染等の措置の迅速な実施、中間貯蔵施設の整備など環境回復対策を着実に進めていく必要がある。

このような状況の中、本委員会は、避難者の帰還促進、生活再建をはじめ、本県の復興・創生に向けた施策の強化に向けて、避難地域復興・創生対策及び原発事故収束対策について調査するために、平成27年12月25日に設置され、以降14回委員会を開催し、関係当局の説明を聴取するとともに、県内外における取組や先進事例の調査を積極的に行ってきた。

これらの調査から、「避難地域復興・創生対策」については、「ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援」、「避難者等の安全・安心の確保」の視点から、また、「原発事故収束対策」については、「環境回復対策」、「廃炉・汚染水対策」の視点から調査報告書を取りまとめたところである。

「避難地域復興・創生対策」及び「原発事故収束対策」については、長期かつ継続的に取り組むべき課題であるとともに、広範かつ多様な対応が求められる課題であることから、今後とも、県当局においてはその重要性を十分踏まえ、次の提言について、必要な措置を講じられるよう強く要請するものである。

## 付議事件 1 避難地域復興・創生対策について

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害は、本県に依然として影響を与えていることから、一日も早く住み慣れたこの福島の地で安心して生活することができるよう、帰還や生活再建に向けた支援や復興拠点の整備を着実に進めるとともに、教育環境や浜通り地方の医療等提供体制の整備を促進する必要がある。

### 1 ふるさとへの帰還や生活再建に向けた支援について

#### (1) 帰還支援・生活再建支援

- ア 応急仮設住宅供与終了後の住宅の確保については、より一層避難者に寄り添い、市町村等関係機関と連携しながら、個別具体的な課題に対する支援策を講じていくべきである。
- イ 県外に設置している生活再建支援拠点については、避難の長期化に伴って生活支援等に対するニーズが高まっている状況を踏まえ、避難者に対してきめ細かな取組を行い、予算の確保を含め、より一層の支援の充実を図るべきである。
- ウ 避難者への見守り活動については、避難指示の解除が進むことにより帰還する住民が増加している中、仮設住宅や借り上げ住宅など避難先におけるコミュニティ機能が弱まるなどの課題があることから、引き続き見守りが必要な方々について、継続して支援を実施すべきである。
- エ 復興公営住宅については、東京電力福島第一原子力発電所事故により、長期にわたり避難の継続を余儀なくされている避難者がふるさとに帰還するまでの生活基盤となる住居であることから、避難者の生活状況や個別事情に応じた居住環境の整備を、より一層図るべきである。
- オ 本県の復興・創生に向けては、東京電力福島第一原子力発電所事故による損害がある限り、最後まで確実に賠償されることが不可欠であることから、商工業に係る賠償において、被害の実態に見合った賠償を的確に行うとともに、避難指示区域外の農林業における平成30年以降の賠償方針の早期提示について、福島県原子力損害対策協議会などを通して、国及び東京電力に対してより一層強く働きかけていくべきである。

## (2) 復興拠点を核としたまちづくり

ア 復興拠点の整備に当たっては、帰還した住民が安心して日常生活を送ることができるよう、持続可能な地域公共交通ネットワークを早期に構築していくべきである。

イ 浜通り地方全体の復興を加速させるためには、インフラ整備の充実が不可欠であり、特に基幹道路である常磐自動車道については、全線四車線化の早期実現に向けて、引き続き関係機関との調整を行い、沿線自治体等と連携し、国及び東日本高速道路株式会社に強く働きかけていくべきである。

ウ 道路整備については、常磐自動車道の付加車線設置や復興支援道路である国道115号の整備が国等により推進されているが、さらに復興を加速させるため、避難指示が解除された地域等と周辺地域を結び、広域的な物流や地域医療を支える路線として、本県が進めるふくしま復興再生道路などの重要路線の整備について、国や市町村など関係機関と連携しながら、一層の整備促進を図っていくべきである。

## 2 避難者等の安全・安心の確保について

### (1) 教育環境の整備

ア 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害により特殊な事情に置かれた本県の未来を担う児童生徒等の教育を受ける機会を確保するため、ふたば未来学園高等学校における中高一貫の教育内容の充実や被災児童生徒のための教職員の加配措置などにより、避難地域等の実情を踏まえた教育環境の整備に、より一層努めていくべきである。

イ スクールカウンセラーの増員の検討や本県の被災状況・復興状況について、全国への適切な情報発信等により、いじめ防止対策など被災した児童・生徒等への心のケアの取組をより一層推進し、本県の教育環境の充実を図っていくべきである。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、学校現場等において放射線教育が進められているが、本県では同事故から6年が経過した現在も、放射線や放射性物質による不安や風評が生じていることから、本県の子どもたちが将来にわたって日常生活の中で個人として豊かな人生が送れるよう、放射線教育をより一層拡

充していくべきである。

## (2) 浜通り地方の医療等の提供体制の整備

ア 浜通り地方の医療等の提供体制については、帰還住民に必要な医療の確保や避難地域で必要とされる医療の機能強化が課題とされている現状を踏まえ、平成32年度までを計画期間とする「避難地域等医療復興計画」に基づき、避難地域に必要な医療や医療人材の確保に取り組み、帰還した住民が必要な医療の提供を受けることができる環境の整備を図っていくべきである。

イ 避難地域の二次救急医療の確保のため、平成30年4月を目途に開院予定である「ふたば医療センター（仮称）」においては、総合診療医の活用や長期入院に対応できる機能の追加も検討していくべきである。

ウ 浜通り地方における重篤患者の救急医療に関し、搬送先の医療機関においてその対応に必要な専門医師が勤務しているとは限らないため、より適切な治療を行うことができる医療機関に搬送する体制の一層の充実を図るべきである。

エ 相双地域における看護職員及び介護職員の確保については、帰還した住民が必要な医療等の提供を受けるため、喫緊の課題であると同時に、若年層の養成を含め、中長期的な対策も必要であることから、国とも緊密な連携を図り、その確保について総合的な対策を講じる必要がある。

オ 被災者の心のケア対策は、本県の東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う原子力災害という前例のない被災状況に鑑み、予算の確保や支援者に対する支援を含め、中長期的な対策を講じるとともに、その体制の維持に努めるべきである。

## 付議事件 2 原発事故収束対策について

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束に向けては、廃炉・汚染水対策の安全かつ着実な進展が求められていることから、廃炉に向けた取組を加速させるとともに、除染や中間貯蔵施設の整備など環境回復対策を確実に進めていく必要がある。

### 1 環境回復対策について

#### (1) 除染等の推進

ア 避難指示の解除が進む中、放射線による健康上の不安を軽減し、避難者の帰還を促進するため、フォローアップ除染について、各地域の実情に応じ、きめ細かく実施するよう、引き続き国に求めていくべきである。

イ 中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入に当たっては、県民に不安を生じさせることのないよう、仮置き場等からの搬出・輸送の安全確保に万全を期すとともに、早期搬出がなされるよう、国や関係市町村等との連絡・調整をより一層進めるべきである。

ウ 森林除染及びため池除染については、本格的な除染の実施に向け、モデル事業などを通して、効果のあった対策を検証し、地域の実情に応じた総合的な取組を進めるよう、引き続き国へ働きかけていくべきである。

エ ダムの除染については、水による放射線の遮蔽効果が高いこともあり、現在除染措置の対象外であるが、放射能に汚染された土壌が流出する可能性があることから、県民の安全・安心を最優先とし、実施に向け調査・検討するよう、より一層国との調整を図るべきである。

オ 県民の理解と信頼のもとに進めるべき除染事業において、水増し請求などの不正事案が発生していることから、県としても、国や市町村等と連携し、適正に対処していくべきである。

#### (2) 廃棄物の処理等

ア 特定廃棄物の埋立処分事業の推進に当たっては、搬入路の整備を含め、地元に対する丁寧な説明を実施し、県民の安全・安心の確保を最優先として取組を進めていくよう、国に対して引き続き申し入れていくべきである。

イ 放射能に対する不安については、避難地域においてよりきめ細かな対応が必要であることから、住居の修繕等から発生する廃棄物等の放射能汚染の不安払拭に取り組む事業の充実を図るなど、帰還促進に向けた環境整備に努めていくべきである。

## 2 廃炉・汚染水対策について

### (1) 廃炉に向けた安全監視

ア 東京電力福島第一原子力発電所及び同第二原子力発電所における地震津波対策については、国及び東京電力が取り組んでいるところであるが、県としても、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会などにより、監視の一層の強化を図るべきである。

イ 東京電力福島第一原子力発電所で発生する汚染水については、その処理に当たり、県民の安全・安心を最優先することはもとより、本県の風評に影響を与えないよう、適切な対応について、国などに対してより一層必要な意見を述べていくべきである。

ウ 東京電力福島第一原子力発電所における凍土遮水壁の効果については、国及び東京電力において検証しているところであるが、県としても、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会等において、国及び東京電力の取組をより一層監視していくべきである。

### (2) 緊急時の体制整備

ア 原子力防災対策における避難計画については、避難時に自動車による避難に伴う交通渋滞が想定されることから、平成28年11月22日に福島県沖で発生した地震等の教訓を踏まえ、緊急的な状況においても、県民が迅速かつ安全に避難できるよう、国や市町村と連携することにより、計画の実効性の確保に努めるべきである。

イ 原子力防災対策の更なる強化を図るため、本県内原子力発電所へのテロ等も想定し、万全の対策を講じるよう、国や関係機関に求めていくとともに、原子力防災対策における避難計画の一層の充実に向けて努めていくべきである。